

# 開 示 書

第 2 期

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

平成20年7月

**日本ユニコム株式会社**

## 目 次

記載項目について .....	1
1 . 会社の概況.....	4
(1)会社名等 .....	4
(2)会社の沿革 .....	4
(3)会社の目的 .....	5
(4)事業の内容 .....	6
(5)営業所の状況 .....	8
(6)財務の概要 .....	8
(7)発行済株式総数 .....	8
(8)主要株主名 .....	8
(9)役員の状況 .....	9
(10)従業員の状況 .....	11
2 . 営業の状況.....	12
(1)営業方針 .....	12
(2)当社及び当業界を取巻く環境.....	12
(3)営業の経過及び成果 .....	13
(4)対処すべき課題 .....	15
(5)受託業務管理規則 .....	17
(6)外務員の登録状況 .....	27
(7)委託者数 .....	27
(8)苦情、紛争、訴訟に関する事項 .....	27
3 . 経理の状況.....	29
(1)貸借対照表 .....	29
(2)損益計算書 .....	30
(3)株主資本等変動計算書.....	31
(4)個別注記表.....	32
(5)監査に関する事項.....	37
(6)財務比率.....	37

## 【はじめに】

本書は、平成20年3月期における当社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【記載項目について】

### 1. 会社の概況

- (1) 「会社名等」 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
- (2) 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- (3) 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- (4) 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- (5) 「営業所の状況」 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
- (6) 「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- (7) 「発行済株式総数」 平成20年3月期における発行済株式総数を記載しています。
- (8) 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- (9) 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- (10) 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- (1) 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- (2) 「当社及び当業界を取巻く環境」  
内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向について記載しています。
- (3) 「営業の経過及び成果」 当社の平成20年3月期における業績について記載しています。
- (4) 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- (5) 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を載しています。
- (6) 「外務員の登録状況」 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- (7) 「委託者数」 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- (8) 「苦情、紛争、訴訟に関する事項」  
期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数、期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

### 3. 経理の状況

- (1) 「貸借対照表」
- (2) 「損益計算書」
- (3) 「株主資本等変動計算書」

- (4) 「個別注記表」  
 (5) 「監査に関する事項」  
 (6) 「財務比率」 当社の主要な財務比率について記載しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{資本金額}} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}（*）} \times 100$$

\* 「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資

産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}} \times 100$$

\*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債額と短期間に現金化する可能性のある流動資産額を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### (1) 会社名等

商品取引員名 日本ユニコム株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 河島 毅  
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号  
 電話番号 03-5623-5111 (代表)

### (2) 会社の沿革

当社は持株会社化に伴い、ユニコムグループホールディングス（旧日本ユニコム 設立：昭和33年9月18日）株式会社の完全子会社として設立され、平成18年10月1日に同社より営業のすべてを承継しております。

年 月	事 項
平成18年4月	「日本ユニコム分割準備株式会社」の商号で設立、設立時資本金5千万円
平成18年6月	資本金を1億円に増資
平成18年8月	資本金を1億2千万円に増資
平成18年10月	親会社日本ユニコム株式会社（現 ユニコムグループホールディングス株式会社）の持株会社移行に伴い、同社の商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割により包括的に承継するとともに、当社商号を「日本ユニコム株式会社」に変更  吸収分割による事業承継に伴い、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、新宿第一支店、新宿第二支店、渋谷支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、台北支店を設置。  その他資本剰余金からの振替えにより資本金を31億2千万円に増額
平成18年12月	渋谷支店を渋谷第一支店に名称変更 日本橋第四支店及び渋谷第二支店を新設 新宿第一支店及び新宿第二支店を廃止
平成19年4月	渋谷第一支店、渋谷第二支店及び日本橋第四支店を廃止
平成19年12月	平成19年12月1日を分割期日とするアイディーオー証券株式会社との会社分割に伴う組織変更

(3) 会社の目的

1. 商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
2. 商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
3. 金融先物取引法に規定する金融先物取引業
4. 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
5. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
6. 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
7. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業並びに商品投資顧問業
8. 証券仲介業
9. 組合契約又は匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
10. 保険業法に規定する保険募集に関する業務
11. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
12. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
13. 電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
14. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分は、平成20年5月31日時点において当社が営んでいない事業を示しております。

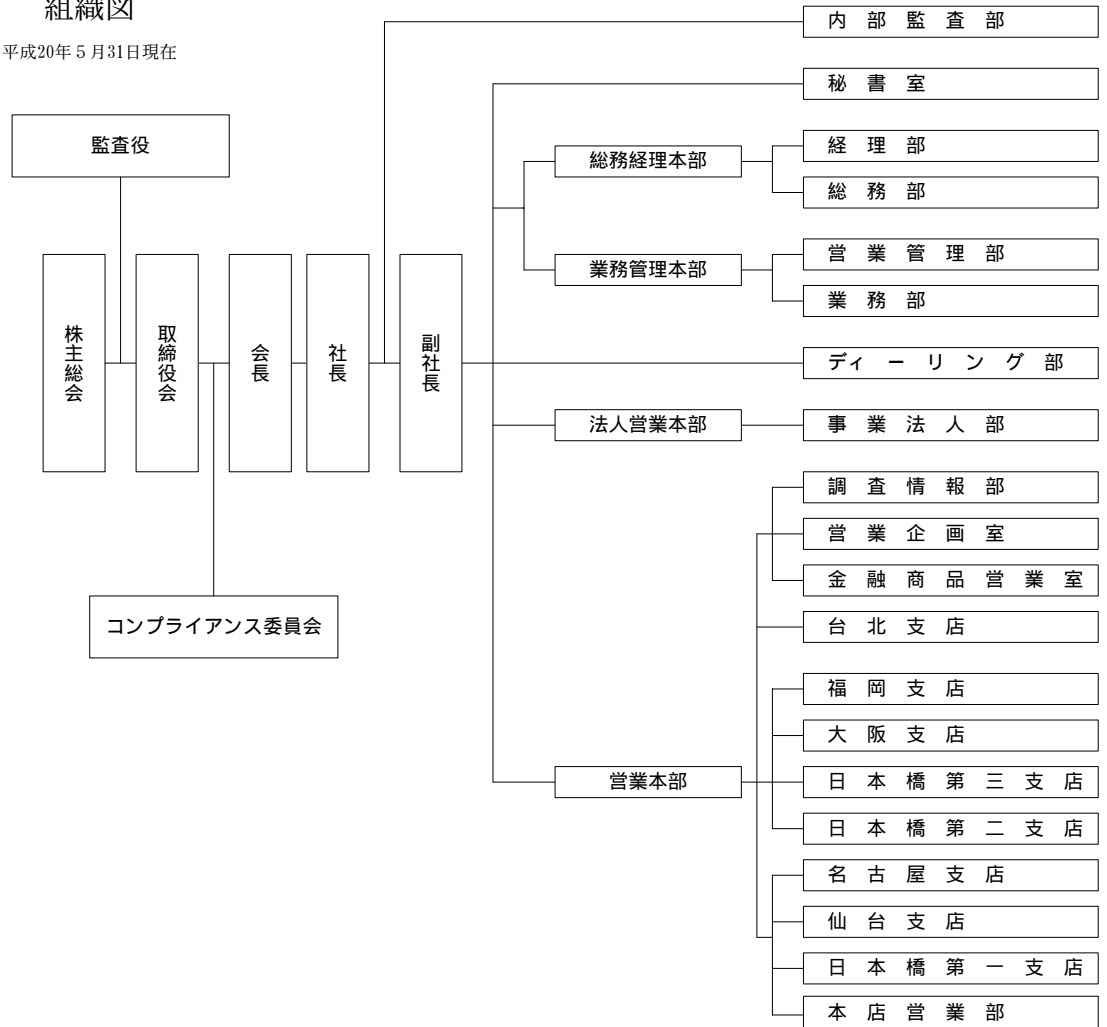
#### (4) 事業の内容

##### 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりであります。

##### 日本ユニコム株式会社 組織図

平成20年5月31日現在



(平成20年5月31日現在)

##### 業務の内容

###### (a) 主たる業務

###### イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令18総合第1024号、平成18・09・25商第4号)



【当社の加入商品取引所及び許可市場一覧】

許可市場名 加入取引所名	農産物	砂糖	生糸	貴金属	アルミニウム	石油	ゴム	畜産物	農産物飼料指数	天然ゴム指数	ニッケル	水産物	鉄スクラップ	上場品目名
東京穀物商品取引所	○													アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆 とうもろこし、大豆ミール 一般大豆、Non-GMO大豆、小豆
		○												粗糖
東京工業品取引所				○										金、金(ミニ取引)、金先物オプション 銀、白金、パラジウム
					○									アルミニウム
						○								ガソリン、灯油、原油、軽油
							○							ゴムシート3号
中部大阪商品取引所					○									アルミニウム
						○								ガソリン、灯油、軽油
							○							ゴムTSR20、ゴムシート3号
								○						鶏卵
										○				天然ゴム指数
													○	鉄スクラップ
関西商品取引所												○		ニッケル
	○													とうもろこし、米国産大豆、小豆、コーン75
		○												粗糖
			○											生糸
									○					コーヒー指数、コーン75指数
												○	冷凍えび	

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。  
自己売買業務は、上記イ. に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

第二種金融商品取引業（商品投資販売業）

「金融商品取引法」に基づき、商品ファンドの販売業務を行っております。

（許可番号：関東財務局長（金商）第287号）

(5) 営業所の状況(平成20年3月31日現在)

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	03-5623-5111
日本橋第一支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3669-7331
日本橋第二支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3667-5821
日本橋第三支店	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号	03-3669-7351
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町二丁目3番10号	022-264-1611
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番24号	052-211-2711
大阪支店	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号	06-6346-3011
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神三丁目4番5号	092-752-7611
台北支店	台北市中山北路二段96號嘉新第二大樓N-713	886-2-2525-5777

(6) 財務の概要

平成20年3月期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(a) 資本金	3,120,000 千円
(b) 純資産額 (注)	8,750,193 千円
(c) 総資産額	30,911,694 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	6,785,511 千円 (4,856,817 千円)
(e) 経常利益	199,897 千円
(f) 当期純損失	200,504 千円

(注) 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,400株 (平成20年3月31日現在)

上場の有無 非上場

(注) 当社の完全親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社は、ジャスダック上場会社であります。

(8) 主要株主名

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ユニコムグループホールディングス株式会社	2,400株	100%

(9) 役員の状況（平成20年6月30日現在）

役名及び職名	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有株式数
代表取締役 会 長	二家勝明 (昭和17年1月22日生)	昭和38年9月 東京北辰商品株式会社入社 昭和46年5月 同社取締役 昭和54年7月 山栄物産株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）代表取締役専務 昭和56年2月 同社代表取締役社長 平成5年5月 社団法人日本商品取引員協会理事 平成5年10月 東京穀物商品取引所理事（現任） 平成9年6月 日本ユニコム株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）代表取締役会長（現任） 平成10年5月 社団法人商品取引受託債務補償基金協会副理事長 平成11年4月 日本商品先物取引協会理事 日本商品先物振興協会理事 平成13年6月 日本商品先物振興協会会長 平成16年12月 株式会社日本商品清算機構取締役 平成17年4月 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金理事（現任） 平成17年8月 経済産業省産業構造審議会臨時委員 平成18年6月 日本商品先物取引協会副会長（現任） 平成18年10月 当社代表取締役会長（現任）	- 株
代表取締役 社 長	河島 毅 (昭和20年6月28日生)	昭和43年4月 三井物産株式会社入社 平成9年6月 三井物産フューチャーズ株式会社取締役社長 平成13年9月 三井物産株式会社非鉄貴金属本部部長 平成14年6月 日本ユニコム株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）入社 平成15年6月 同社取締役 平成16年6月 同社代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役社長 平成18年6月 日本ユニコム株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）取締役副会長 平成18年10月 当社取締役副会長 平成19年5月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年6月 ユニコムグループホールディングス株式会社取締役（現任）	- 株
代表取締役 副 社 長	高松 公 (昭和25年4月11日)	昭和49年4月 三井物産株式会社入社 平成16年6月 三井物産フューチャーズ株式会社代表取締役社長 平成19年7月 当社入社 平成19年8月 日本ユニコム株式会社取締役 平成19年11月 当社取締役副社長 平成20年5月 当社代表取締役副社長（現任） 平成20年6月 ユニコムグループホールディングス株式会社取締役（現任）	- 株

常務取締役 (営業本部長)	青山秀世 (昭和35年11月20日生)	昭和58年4月 平成12年6月 平成18年10月	ユニオン貿易株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社取締役(現任) 当社常務取締役(現任)	- 株
取締役 (内部管理統括責任者、総務経理本部長)	酒井清行 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 昭和61年8月 昭和62年8月 平成9年6月 平成18年6月 平成18年10月 平成18年10月 平成20年6月	株式会社東食入社 ファースト・シカゴ銀行入行 BHF銀行入行 日本ユニコム株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 当社取締役(現任) 同社専務取締役(現任)	- 株
取締役 (秘書室長)	神原克己 (昭和29年2月20日生)	昭和53年2月 昭和57年5月 平成8年6月 平成18年4月 平成18年10月 平成19年5月	カネキ商事株式会社(現東京コムウェル株式会社)入社 日本ユニコム株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社取締役(現任) 当社取締役 当社監査役 当社取締役(現任)	- 株
取締役 (業務管理本部長)	竹之内喜義 (昭和19年1月29日生)	昭和55年3月 昭和60年12月 平成3年10月 平成4年6月 平成9年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年10月	北辰商品株式会社入社 同社取締役 ユニオン貿易株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役 当社取締役(現任)	- 株
取締役 (営業部店担当)	派谷直之 (昭和37年6月13日生)	平成9年9月 平成16年6月 平成18年10月	ユニオン貿易株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社執行役員日本橋第三支店長 当社取締役(現任)	- 株
取締役 (営業部店担当)	石川好範 (昭和38年1月20日生)	平成4年9月 平成16年6月 平成18年10月	ユニオン貿易株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社執行役員日本橋第二支店長 当社取締役(現任)	- 株
取締役 (非常勤)	二家英彰 (昭和48年12月5日生)	平成8年4月 平成9年7月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年10月	国際証券株式会社入社 日本ユニコム株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 当社取締役(現任) ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役社長(現任)	- 株

監査役 (常勤)	福地榮 (昭和18年2月15日生)	平成13年4月 農林水産省総合食料局商業課主席商品取引所検査官 平成14年5月 横浜商品取引所常務理事 平成15年5月 同取引所専務理事 平成18年4月 東京穀物商品取引所顧問 平成18年7月 日本ユニコム株式会社(現ユニコムグループホールディングス株式会社)顧問 平成18年10月 当社監査役(現任)	- 株
-------------	----------------------	--	-----

(10) 従業員の状況(平成20年3月31日現在)

	総数	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	311人	269人	42人	179人	132人
平均年齢	35.2才	36.4才	27.5才	32.9才	38.4才
平均勤続年数	8.6年	9.3年	4.1年	8.2年	9.2年
外務員数	259人	251人	8人	179人	80人

(注) 当社従業員はすべて、親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社からの出向社員であります。

## 2. 営業の状況

### (1) 営業方針

当社は、お客様と共に歩み、社会に貢献する「共生の精神」を基本方針としております。金融商品取引法の施行、商品取引所法の一部改正など投資環境の整備が進み、これまで以上に法令順守が求められる中、社員一人一人がコンプライアンスの徹底を図ることはもちろん、お客様が何を求められているのかを常に模索、追及し商品の開発、及び迅速かつ的確な情報の提供等のサービスに努めております。

また、企業の信頼性向上及び適切な内部統制管理の構築のため「内部統制報告書制度」の環境整備、運用にも万全を図っております。

### (2) 当社及び当業界を取巻く環境

世界の取引所に上場されている先物・オプションの出来高の年間伸び率は、2004年より着実に拡大し、2007年は28%の年間伸び率を達成した。

これは、新興国の著しい経済成長に伴う工業品原材料、食料、燃料など一次産品の需要増加が商品価格を押し上げたこと、また、米国の住宅融資問題に端を発した信用収縮が、証券化商品などの複雑な金融商品を敬遠し、金・原油など商品先物市場への投機資金の流入を加速させたこと等に起因している。

本年度においても、新興国の原材料に対する需要の強さに変化はなく、また、住宅問題に起因する金融システム不安が早期に払拭されることは考え難いため、商品市場への投機資金の流入が継続される可能性が高く、同市場における売買のボリュームは拡大する傾向にあると考えられる。

ただ、エネルギーなどの価格が高留まりするなか、世界各通貨に対するドルの下落が進行していることが、新興国の経済成長を鈍化させる可能性も考えられる。このため昨年までのように一方通行的な商品市場への資金流入は、多少抑制される傾向にあると考える。

国内の商品先物市場では、前述した世界的な市場規模の拡大に取り残された状態から抜け出せないでいる。

市場価格については、海外市場と同様に長期に亘り高騰しているが、国内取引所における売買高の合計は、同じ4年間で半減する結果となっている。

これは、国内における勧誘規制など法改正により、各取引員が営業を控えたことで、個人投資家の新規参入が大幅に減少したこと、また、価格の乱高下により多く投資家が市場を敬遠したこと、更には、海外金融機関及び国内当業者等が、建て玉制限や取引清算機能など、現行の取引システムを敬遠したことによるところが大きい。

この低迷する現状を変化させるべく、昨年度後半から、主務省を中心に「商品先物市場の競争力強化」としての市場振興策が具体的な動きとなって活発化している。

既にTOCOMでは、世界最高水準の取引システムの導入に動き始めたほか、その他の取引所においても取引時間の延長や24時間化など、世界的なスタンダードに標準を合わせた環境整備に着手している。

また、証券市場との相互乗り入れを実現する動きも具体化しており、金ETFなどの国内証券市場への上場など、商品市場の拡大に直結する施策が現実味を帯びている。

本年度は、こうした市場振興策や競争力強化策などがより具体化されることになり、市

場参加者の増加を伴い、売買高・取組高など序々に上向き傾向にあると考える。

### (3) 営業の経過及び成果

#### (a) 受取手数料部門

当社では、対面取引部門において携帯電話による情報提供ツール「P-フラッシュ」の普及に注力し、また法人取引部門においては、海外の機関投資家及び国内の事業法人からの受注拡大に努めました。この結果、農産物市場における委託売買高は伸びましたが、石油市場や貴金属市場におきましては、上記市況の影響を大きく受け、委託売買高が低調となった結果、当社全体の売買高は6,194千枚（うち、委託売買高は5,148千枚）となり、当事業年度における商品先物取引委託手数料収入は4,844百万円となりました。

#### (b) 売買損益部門

ディーリング技術を駆使した収益の向上に取り組んだことにより、農産物市場、砂糖市場及び天然ゴム指数では損失を計上したものの、貴金属市場、石油市場及びゴム市場では一定の成果を上げ、11百万円となりました。

その他の営業収益につきましては、通貨取引関連収益が1,899百万円（外国為替証拠金取引部門は平成19年12月1日をもってアイディーオー証券に吸収分割したため、当該収益は平成19年4月～平成19年11月までの実績となっております。）商品ファンド収益その他が16百万円となっております。

以上の結果、当期の営業収益は6,785百万円でしたが、経費の削減により営業費用が6,609百万円となったため、営業利益は176百万円、経常利益は199百万円、税引前当期純利益が163百万円となりました。

また、期初において計上していた繰延税金資産に対し、評価性引当額を立てた事により、その分法人税等調整額が増加した影響もあり、当期純損失は200百万円となっております。

（ 当社は、企業再編のため平成19年12月1日をもって、商品先物取引に係るオンライントレード部門及び外国為替証拠金取引部門を、グループ会社であるアイディーオー証券に対し吸収分割を行っているため前期比表示を割愛させていただきます。 ）

なお、当事業年度における受取手数料及び売買損益並びに商品先物取引の売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料 (単位：千円)

商品市場名	期 別	第 2 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
農産物市場		2,401,806
砂糖市場		70,309
繭糸市場		8
貴金属市場		1,840,715
アルミニウム市場		2,051
石油市場		346,708
ゴム市場		179,943
畜産物市場		3
農産物・飼料指数市場		25
天然ゴム指数市場		2,343
ニッケル市場		508
水産物市場		2
小 計		4,844,426
その他		12,390
合 計		4,856,817

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位：千円)

商品市場名	期 別	第 2 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)
商品先物取引		
農産物市場		53,411
砂糖市場		3,115
繭糸市場		-
貴金属市場		18,777
アルミニウム市場		343
石油市場		21,772
ゴム市場		26,253
畜産物市場		-
農産物・飼料指数市場		3
天然ゴム指数市場		21
ニッケル市場		0
水産物市場		-
小 計		10,595
海外先物取引		934
その他		1,078
合 計		12,607

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。



## (c) 商品先物取引売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第2期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		2,128,214	21,776	2,149,990
砂糖市場		69,019	898	69,917
繭糸市場		8	0	8
貴金属市場		1,308,947	524,829	1,833,776
石油市場		1,006,418	338,838	1,345,256
ゴム市場		620,271	160,010	780,281
アルミニウム市場		7,176	228	7,404
畜産物市場		5	0	5
ニッケル市場		1,918	2	1,920
天然ゴム指数市場		6,107	16	6,123
水産物市場		5	0	5
農産物・飼料指数市場		73	2	75
合計		5,148,161	1,046,599	6,194,760

## (d) 通貨取引関連収益

(単位：千円)

区分	期別	第2期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)
		通貨取引関連収益
合計		79,159

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (e) その他

(単位：千円)

区分	期別	第2期 (自平成19年4月1日) (至平成20年3月31日)
		商品ファンド販売等
合計		16,766

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (4) 対処すべき課題

当社は、企業再編のため平成19年12月1日をもって、商品先物取引に係るオンライントレード部門及び外国為替証拠金取引部門を、グループ会社であるアイディーオー証券に対し会社分割を行い、商品先物取引の対面取引部門及び法人取引部門を主とする事業展開する会社として新たにスタートいたしました。

対面営業部門においては、迅速かつ的確な情報をお客様に提供するため、携帯電話による

情報提供ツール「P フラッシュ」の普及に注力し、お客様の定着率を向上させ、預り資産の拡充による収益力の強化を図ります。

また、法人取引部門におきましては、海外の機関投資家及び国内の事業法人からの受注拡大に努めます。

自己取引部門におきましては、システム売買を利用した取引手法を開発すると共に、ディーラーの育成及び増員を図り収益力の向上を図ります。

(5) 受託業務管理規則

## 受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者等の参入防止)

第3条 当社は、以下の各号に該当する者については、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等の適合性(以下、「適合性の原則」という。)に照らして商品先物取引不適格者とし、これらの者に対して商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 商品先物取引をするための借入れを行う者

(5) 元本欠損又は元本を上回る損失が発生する可能性のある取引を行わない意思のある者

2. 当社は、以下の各号に該当する者に対しては適合性の原則に照らし、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第1号から第5号及び第8号に該当する者については、次条の審査により承認した場合はこの限りではない。

(1) 年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者

(2) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者

(3) 公職にあって、日常の随時の連絡等が困難と判断される教職員(主として小、中、高校)及び議員等

(4) 年齢26才以上29才以下の者

(5) 有職者で年齢70才以上75才未満の者

(6) 当社で取引中でない無職者で年齢70才以上75才未満の者

(7) 年齢25才以下の者及び当社で取引中でない75才以上の者

(8) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者

(9) 長期入院患者で随時の連絡がとれない者

(10) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者

(11) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると判断される者

3. 当社は、委託者として取引している者が、以下の各号に該当することを確認したときは、取引の停止又は縮小を求め、新たな取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第2号及び第3号に該当する者については、本人から取引の継続又は新たな取引を行う旨の申出書の提出があり、総括責任者又はそれに準ずる者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

- (1) 委託者が死亡したとき
- (2) 委託者が長期に入院することとなったとき
- (3) 委託者が高齢(75才)となったとき
- (4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき
- (5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

4. 当社は、原則として投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘及び受託は行わないものとする。ただし、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及びその金額の裏づけとなる資産を有しており、かつ、委託者自身この要件を満たしていることについて自書による申出書が提出されており、投資可能資金額を超える取引は原則として当社の勧誘及び受託の対象ではないことを理解している場合において、総括責任者(不在等の場合は副総括責任者が代行することができる。ただし、その場合でも速やかに総括責任者の審査を受け、承認を得るものとし、以下、総括責任者の審査を副総括責任者が代行する場合は全て同様とする)が審査の上これを承認したときはこの限りではない。

(適合性等の審査)

第4条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第11条により作成する顧客カード等に基づき適合性の原則に照らして審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められた時は速やかにその勧誘を中止するものとする。

なお、審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前条第2項第1号から第5号及び第8号に該当する者が、以下の各号の要件を満たすと共に、これらの者が自ら原則として当社の顧客対象者ではないことを理解していること及び以下の要件を満たすことを確認している旨の自書による申出書の提出があり、総括責任者が審査の上承認した場合は、これらの者に対して勧誘及び受託を行うことができるものとする。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に該当する者については、投資可能資金額の裏づけとなる資産を有していること
- (2) 前条第2項第3号に該当する者については、日常の随時の連絡に差し支えないことが審査の上でも妥当性があり確認がとれること
- (3) 前条第2項第4号に該当する者については、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること、及び資産の状況に対し投資可能資金額の設定が十分余裕のあること
- (4) 前条第2項第5号に該当する者については、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること
- (5) 前条第2項第8号に該当していない委託者が異動等により同号に該当することが判明したときは、投資資金が自己資金であることを確認すること

(勧誘の際の告知・確認)

第5条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立ち、顧客に以下の事項を告知するものとする。

(1) 会社の商号、所属部署及び登録外務員の氏名

(2) 商品先物取引の勧誘であること

2. 勧誘にあたっては、商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、顧客からの承諾の意思表示を受けてから勧誘するものとする。

3. 第1項の告知及び前項の意思の確認について、顧客の氏名、月日、場所、告知の方法等を記録すると共に、勧誘について顧客の意思確認を行ったことを記録し、受託に至った顧客のこれらの記録は取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の禁止事項及び対応措置)

第6条 当社は、委託の勧誘において以下に該当する勧誘を行わないものとする。

ただし、第2号については顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。

(1) 委託の勧誘を受けることを希望しない旨を意思表示した顧客への勧誘

(2) 以下に該当する、社会通念上迷惑であると考えられる時間、場所、方法により顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘

夜間、早朝、勤務時間中、迷惑な時間帯における電話又は訪問による勧誘

顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘

顧客に対し威迫し困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘

顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

2. 当社は顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者に対して勧誘を行わないものとする。

3. 当社は、再勧誘防止のため委託の勧誘を受けることを希望しない顧客については、勧誘辞退受付簿により情報収集し、本店に設置した「電話発信規制システム」に登録し通話を停止すると共に、当該顧客について全店に周知し、再勧誘が行われることのないよう措置するものとする。

(勧誘の際の説明及び理解の確認)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付の上それらを用いて以下のことについて説明し、理解の確認を行うものとする。

(1) 商品先物取引のしくみ

(2) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比し10~30倍程度の額の取引を行うものであり、ハイリスク・ハイリターンの取引であること

(3) 預託した取引証拠金等の額、又は預託した取引証拠金等の額以上の損失が相場の変動により発生するおそれがあること

(4) 追証拠金制度に関する事項

(5) 取引証拠金制度及びその証拠金の種類並びにそのしくみ

- ( 6 ) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期
  - ( 7 ) 商品取引員の禁止行為
  - ( 8 ) その他、「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項
- 2 . 前項の説明及び理解の確認については、まず、前項第 2 号及び第 3 号に係る説明とその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。
- 3 . 第14条に規定する商品先物取引の経験のない委託者にあつては、前 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる事項を説明するに際し、図画又は、表などを活用して平易な説明を行うとともに、その理解の確認を書面により行うものとする。また、取引経験者であっても、顧客の習熟度に照らし前 1 項第 2 号から第 4 号に掲げる事項についても同様の措置を講じるものとする。
- 4 . 当社は、顧客に対し「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面の記載内容を説明し、「商品先物取引 - 委託のガイド」等と併せて交付する。又、顧客より、前記書面の内容について説明を受け理解出来たこと及び同書面等の交付を受けた旨を記載した「説明確認書」を徴収するものとする。
- また、「商品先物取引・実践ガイド」のビデオ・DVD 解説書又はビデオテープ ( DVD ) を交付すると共に、顧客より危険性等の説明を受けた旨と同資料を受領したことを確認する受領証を徴収するものとする。
- 5 . 当社は、当該担当外務員が顧客に対し前項までの説明等を行った後、本店営業管理部審査担当者は直接、委託者 ( 第14条に規定する商品先物取引の経験のない委託者に該当しない者で、かつ当該受託契約以前に当社で商品先物取引を行った経験者は除く。 ) に対し商品先物取引についての取引意思、しくみや危険性についての理解度、取引に関する知識、自己資金であること等を電話で確認と追加説明等をした上で統括責任者に報告するものとする。
- 6 . 当社は、勧誘に係る説明及び理解の確認について、氏名、日時、説明内容等の記録を作成し、3 年間保存するものとする。

( 勧誘方針の設定と公表 )

第 8 条 当社は、商品市場における取引の委託の勧誘を行うに当たり、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定め、これを公表するものとする。

- 2 . 前項の公表は、本店、支店及び当社ホームページ上にて顧客が見やすいように掲示・掲出するものとする。
- 3 . 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ( 1 ) 顧客の知識、経験、財産及び受託契約の締結の目的に照らし配慮すべき事項
  - ( 2 ) 勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
  - ( 3 ) 商品先物取引の理解を得るための説明において配慮すべき事項
  - ( 4 ) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

( 商品先物取引口座設定申込書の徴収 )

第 9 条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、以下の事項を顧客自身が記載した「商品先物取引口座設定申込書」( 以下「口座設定申込書」という。 ) を顧客より徴収するものとする。

- ( 1 ) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先

- ( 2 ) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- ( 3 ) 年収及び資産の状況
- ( 4 ) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無及びその程度
- ( 5 ) 投資可能資金額
- ( 6 ) 受託契約を締結する目的 ( 投資目的 )

- ( 7 ) 適合性確認 ( 成年被後見人、認知障害、破産者等の確認 )
- ( 8 ) その他必要と認める事項

2 . 投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、その資金が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に説明した上で申告を受けるものとする。

( 顧客の本人確認方法等 )

第10条 当社は、健全な委託者の参入を図るため、委託者に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書 ( 運転免許証等の公的書類 ) の写しを徴収し、委託者が法人の場合は、登記事項証明書提出を求めその原本又は写しを徴収するものとする。

2 . 当社は顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、本人確認法及びその他、法令諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。

3 . 当社は前2項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

( 顧客カードの整備 )

第11条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、以下の事項を口座設定申込書の記載内容も踏まえて顧客カードを作成するものとする。

- ( 1 ) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先
- ( 2 ) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- ( 3 ) 年収及び資産の状況
- ( 4 ) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
- ( 5 ) 投資可能資金額
- ( 6 ) 受託契約を締結する目的 ( 投資目的 )
- ( 7 ) 適合性の審査内容
- ( 8 ) 勧誘の告知の記録
- ( 9 ) その他必要と認める事項

2 . 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載すると共に、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。

3 . 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

( 受託業務における法令の遵守 )

第12条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託に当たっては、商品取引所法令及びその他法令諸規則等を遵守するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第13条 当社は受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒するものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第14条 当社は、商品先物取引の経験のない委託者(以下、「未経験者」という。)に対しては、3年以内建玉日通算90日間の習熟期間を設け、以下の保護育成措置を講ずるものとする。

なお、未経験者とは、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験を有していない委託者をいう。

また、経験の有無の審査については統括責任者又は総括(副総括)責任者が顧客カード等により行い、その審査記録は3年間保存するものとする。

(1) 未経験者に対しては、第7条に定める説明を十分行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること

(2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての対処等の説明と、余裕資金での取引を求め、委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること

(3) 未経験者の保護・育成を図るため、申告された投資可能資金額について十分な管理の下に取引の受託を行うものとする

(4) 未経験者の習熟期間中の取引量については、当該委託者が申告した投資可能資金額の一定の取引量に制限するものとし、その取扱いについては「商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則」によるものとする

(5) 習熟期間中の未経験者に商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、管理担当班の責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員を訪問させ、取引の習熟度、取引内容の確認等を行い、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第15条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として業務管理本部長を定め、その内容について社内  
に徹底するとともに委託者に周知しその記録を3年間保存する。

(取引本証拠金の預託特例の承認)

第16条 取引本証拠金の徴収時期の預託特例について、委託者から申出書の提出があったときは、  
総括責任者又はそれに準ずる者が顧客カード、お客様アンケート等により、資金力及び取引経験等を審査の上、これを承認することができる。

(不正資金の流入防止)

第17条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、第10条に規定する方法により、顧客の本人確認を徹底し、顧客管理体制を図るものとする。

2. 第3条第2項第8号及び第4条第2項第5号に該当し、総括(副総括)責任者の審査により受託を承認した者については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該委託者からの預り額(帳尻益の振替分を除く。)の合計額又は新たに申告した投資



可能資金額が、口座設定申込書、お客様アンケート、その他の申出書等で本人が申告した金融資産額及び収入の額等を考慮して過大であると判断したときは当該委託者の預託金について調査を行うものとする。

(2) 前号の調査に当たっては、管理部門と営業部門との協力により当該委託者から預託された資金の性格や資金の出所を委託者との電話、面談その他の方法により聴取するか必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類又は証拠物件の提出を求めるものとする。

(3) 前号について不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算するものとする。

(4) 調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

3. 当社は、疑わしい取引の届出体制については、組織犯罪処罰法に基づき行政当局が公表する疑わしい取引の参考事例を参考にするなど、テロ資金供与又はマネーロンダリングに係る疑いのある取引に該当する可能性があるものと判断した場合、当局に対して速やかに届出のものとする。

(委託者との入出金に係る管理)

第18条 当社は、委託者との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合については委託者からの申出により、総括責任者又は統括責任者の審査により承認を得るものとする。また、承認された場合には以下の各号を遵守するものとする。

(1) 現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

(2) 現金の受渡しに当たっては、原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

(3) 現金の受渡しが行われた場合は、当該外務員以外の役職員が、委託者に対し、入出金の額、日時、当該外務員の氏名等について確認するものとする。

2. 前項の審査による承認を得ていない委託者が来店の上で現金による受渡しを行うことを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項各号を遵守するものとする。

(管理担当班の設置)

第19条 当社は、本店に営業管理部を設置し、本店及び支店に管理担当班を置くものとする。

2. 受託業務に係わる総括及び管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者、副総括責任者を置き、本店又は支店に統括責任者を置くものとする。

3. 総括責任者、副総括責任者、統括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役とし、副総括責任者及び統括責任者は総括責任者が営業部門以外の部長職級もしくはそれに準ずる役職者から任命する

(2) 管理担当班の責任者は統括責任者とする

4. 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

(管理担当班の職務)

第20条 管理担当班の職務は以下のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに勧誘及び受託の適否の管理
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
- (4) 商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱要領に基づく委託者の審査及び受託管理
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡・サ・ビス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
- (7) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
- (8) 苦情・紛争に対する適切な対応及び不当勧誘の防止・管理
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (11) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第21条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第22条 当社は、習熟期間中の委託者に、第14条第1項第3号及び第4号に定める相応の資金量の範囲内の建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について未経験者への説明を行うとともに、その理解と遵守を求めることとする。

また、経験のある委託者や取引員(取り次ぎ取引員)にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告等に係わる社内管理)

第23条 当社は、広告等に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、管理部門を担当する取締役又はそれに相当する役職の者から広告管理責任者を社長が任命する。他に、副広告管理責任者として当該責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

2. 当社は広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規程を別途定めるものとする。

3. その他広告等に係わる事項について別に定める規程に基づいて行うこととする。

(本規則の適用除外)

第24条 当社は以下の取引を原則的に本規則の適用対象外とする。

なお、電子取引(オンライントレード)については別に管理規則を定めるものとする。

- (1) オンライントレード

( 2 ) コールセンターの取引

( 3 ) 事業法人部の当業者及び当業者に準ずる法人委託者の取引

( 日本商品先物取引協会への届出 )

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

#### 付 則

- 1 . 本規則は、平成元年11月27日より施行する。
- 2 . 本規則は、平成 2 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 3 . 本規則は、平成 4 年 1 月 6 日より一部改正施行する。
- 4 . 本規則は、平成 4 年 7 月 1 日より一部改正施行する。
- 5 . 本規則は、平成 5 年 9 月 1 日より一部改正施行する。
- 6 . 本規則は、平成 8 年 7 月 1 日より一部改正施行する。
- 7 . 本規則は、平成10年 9 月 1 日より一部改正施行する。
- 8 . 本規則は、平成11年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 9 . 本規則は、平成11年10月 1 日より一部改正施行する。
- 10 . 本規則は、平成12年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 11 . 本規則は、平成12年 9 月28日より一部改正施行する。
- 12 . 本規則は、平成13年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 13 . 本規則は、平成14年 1 月 4 日より一部改正施行する。
- 14 . 本規則は、平成15年 4 月 1 日より一部改正施行する。
- 15 . 本規則は、平成15年 6 月 6 日より一部改正施行する。
- 16 . 本規則は、平成17年 5 月 1 日より一部改正施行する。
- 17 . 本規則は、平成18年10月 1 日より一部改正施行する。
- 18 . 本規則は、平成19年 1 月15日より一部改正施行する。
- 19 . 本規則は、平成19年 9 月30日より一部改正施行する。
- 20 . 本規則は、平成20年 1 月 4 日より一部改正施行する。

## 商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則

当社は、受託業務管理規則第14条第1項第3号及び第4号に基づき、商品先物取引の未経験者と判断される委託者の取引を受託するにあたり、下記の通り取扱要領を定める。

### 記

#### 未経験者の保護期間内の一定の取引量

1. 習熟期間中における受託（3年以内建玉日通算90日間の習熟期間）
  - (1) 委託者より申告された投資可能資金額の3分の1額に相当する取引量もしくは受託業務管理規則第14条第1項に該当しない委託者に対する取引量のうち額の少ない取引量の範囲において受託するものとする
  - (2) 前号の投資可能資金額の3分の1は、建玉時に預託する取引証拠金等の額とし、建玉時以外に預託する取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まないものとする
2. 委託者が上記の3分の1を超える取引を希望した場合の措置
  - (1) 委託者から上記の3分の1を超える取引を求められた場合には、当該委託者が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、その制限の例外要件を理解していること及び当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けると共に、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した上で、総括責任者（不在等の場合は副総括責任者）の審査により承認された場合には、上記の3分の1を超える取引量を受託することができる
  - (2) 前号の審査結果については、最終審査者、審査日、適否の判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする
  - (3) 第1号の審査の結果、不適合と判断された委託者にあつては、前項の取扱いとする

#### 付 則

1. 本規則は、平成17年5月1日より施行する。
2. 本規則は、平成18年10月1日より一部改正施行する。
3. 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。

## (6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
365 名	34 名	133 名	266 名

## (7) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
5,831 名	1,385 名	1,806 名

期首委託者数のうち(3,735人)は、グループ会社であるアイディーオー証券㈱に吸収分割しております。

## (8) 苦情・紛争・訴訟に関する事項

## (a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数 59件	20件	1件	2件	17件	1件	18件
前年度から継続している案件の件数 44件	16件	2件	4件	12件	0件	10件
合計103件	36件	3件	6件	29件	1件	28件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等が当社に対して異議、不平、不満等を表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	1件		1件	
前年度から継続している案件の件数 5件	1件		4件	
合計 7件	2件		5件	

(注)双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 31件	19件	10件	2件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 31件	19件	10件	2件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

### 3. 経理の状況

#### (1) 貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>28,868,250</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,161,500</b>
現 金 預 金	4,116,369	未 払 金	231,580
委 託 者 未 収 金	151,046	未 払 費 用	7,403
商 品	28,886	未 払 法 人 税 等	46,037
前 払 費 用	28,799	預 り 証 拠 金	21,588,686
保 管 有 価 証 券	7,102,573	受 入 保 証 金	153,980
差 入 保 証 金	10,688,329	賞 与 引 当 金	55,000
委 託 者 先 物 取 引 差 金	3,166,420	そ の 他 流 動 負 債	78,813
預 託 金	245,000		
短 期 貸 付 金	3,133,000		
繰 延 税 金 資 産	42,417		
そ の 他 流 動 資 産	185,406	<b>特 別 法 上 の 準 備 金</b>	<b>392,623</b>
貸 倒 引 当 金	△ 20,000	商 品 取 引 責 任 準 備 金	392,623
		(商 品 取 引 所 法 第 221 条)	
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,043,443</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>422,664</b>		
建 物	205,788	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,554,124</b>
車 両	31,078		
器 具 及 び 備 品	185,797		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>79,894</b>		
電 話 加 入 権	49,947	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	29,946	<b>株 主 資 本</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,540,885</b>	<b>資 本 金</b>	<b>3,120,000</b>
投 資 有 価 証 券	371,934	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>5,365,000</b>
出 資 金	245,323	資 本 準 備 金	750,000
長 期 未 収 債 権	821,335	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,615,000
長 期 差 入 保 証 金	669,472	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 144,358</b>
長 期 前 払 費 用	17,788	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 144,358
繰 延 税 金 資 産	201,673	<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>8,340,641</b>
そ の 他 の 投 資 等	19,357	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	
貸 倒 引 当 金	△ 806,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,927
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>16,927</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,911,694</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,357,569</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>30,911,694</b>

## (2) 損益計算書(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料収入	4,856,817	
商品先物取引損益	11,409	
通貨取引関連収益	1,899,320	
商品売買損益	1,198	
その他の営業収益	16,766	6,785,511
営業費用		
販売費及び一般管理費	6,609,333	6,609,333
営業利益		176,177
営業外収益		
受取利息	107,160	
受取配当金	1,714	
投資有価証券売却益	3,979	
その他の営業外収益	30,825	143,678
営業外費用		
支払利息	19,677	
為替差損	98,370	
その他の営業外費用	1,910	119,959
経常利益		199,897
特別利益		
貸倒引当金戻入	164,157	164,157
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	138,006	
固定資産除売却損	62,637	200,644
税引前当期純利益		163,410
法人税、住民税及び事業税	74,533	
法人税等調整額	289,381	363,914
当期純損失		200,504



## (3) 株主資本等変動計算書(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
前期末残高	3,120,000	750,000	6,250,000	7,000,000	56,146	56,146	10,176,146	
当期変動額								
吸収分割による減少			△ 1,635,000	△ 1,635,000			△ 1,635,000	
当期純利益					△ 200,504	△ 200,504	△ 200,504	
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当期変動額合計			△ 1,635,000	△ 1,635,000	△ 200,504	△ 200,504	△ 1,835,504	
当期末残高	3,120,000	750,000	4,615,000	5,365,000	△ 144,358	△ 144,358	8,340,641	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	54,402	54,402	10,230,548
当期変動額			
吸収分割による減少			△ 1,635,000
当期純利益			△ 200,504
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	△ 37,475	△ 37,475	△ 37,475
当期変動額合計	△ 37,475	△ 37,475	△ 1,872,979
当期末残高	16,927	16,297	8,357,569

#### (4) 個別注記表

##### ・重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

###### (2) その他有価証券

時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

##### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

##### 4. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

###### （会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

###### （追加情報）

当社は、法人税法改正に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により、取得価額の 5 % に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の 5 % 相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

###### (2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

##### 5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

###### (3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同法施行規則第 111 条に定める額を計上しております。

## 6. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 8. 営業収益の計上基準

### 受取委託手数料

商品先物取引及び外国為替証拠金取引に係る受取委託手数料は、委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したとき計上しております。

## 9. その他計算書類作成のための基本となる事項

### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、仮払消費税及び仮受消費税は相殺のうえ、未払金に含めて表示しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## . 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産若しくは差入れている資産は、次のとおりであります。

定期預金	( 差入先 金融機関 )	900,000 千円
預託金	( 差入先 日本商品委託者保護基金 )	245,000 千円
投資有価証券	( 差入先 日本商品清算機構 )	357,518 千円
保管有価証券	( 差入先 日本商品清算機構 )	7,052,635 千円

(1) 金融機関に差入れている定期預金 400,000 千円は、商品取引所法第 179 条第 7 項に基づく銀行等の保証を受けるためであります。

(2) 金融機関に差入れている定期預金 500,000 千円は、商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号に基づく銀行等の保証を受けるためであります。

(3) 日本商品委託者保護基金への預託金 245,000 千円は、商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく保証を受けるためであります。

(4) 日本商品清算機構に差入れている、投資有価証券、保管有価証券は、商品取引所法第 179 条第 1 項に基づくものであります。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,401,024 千円であります。

### 3. 関係会社に対する債権債務

#### (1) 金銭債権

短期金銭債権	3,186,403 千円
長期金銭債権	126,099 千円

#### (2) 金銭債務

短期金銭債務	7,024,923 千円
--------	--------------

## ・損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引収入	76,456 千円
営業取引支出	2,204,064 千円
営業外取引収入	58,041 千円
営業外取引支出	57 千円

## ・株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末における発行株式の数

2,400 株

## ・税効果会計に関する注記

### 1. 繰延資産の発生の主な内訳

#### (1) 繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	7,339 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額	22,330
その他	12,748
<hr/>	
繰延税金資産(流動資産)小計	42,417
貸倒引当金超過額	293,944
商品取引責任準備金否認	159,405
投資有価証券評価損否認	16,791
その他	10,893
<hr/>	
繰延税金資産(固定資産)小計	481,033
評価性引当額	267,791
<hr/>	
繰延税金資産(固定資産)合計	213,242
<hr/>	
<b>繰延税金資産</b>	<b>合計</b>
	<b>255,660</b>

#### (2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	11,570 (千円)
<hr/>	
<b>繰延税金の純額</b>	<b>244,090</b>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	40.60 %
(調整項目)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.23 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.21 %
住民税均等割額等	7.66 %
評価性引当額の計上	153.54 %
税務上の繰越欠損金	40.77 %
連結納税による影響	30.56 %
資本積立金	5.62 %

その他	0.29 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	222.70 %

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,482,320 円 72 銭
1 株当たり当期純損失	83,543 円 40 銭

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エコムグループホールディングス株	2,753	グループ傘下企業の経営管理	(100)	取締役 6名兼任	経営管理	経営資金の貸付 返済 受取利息 経営指導料の支払 電算機器サポート	2,636,534 1,136,534 58,040 1,324,000 420,000	短期貸付金 - - - -	3,100,000 - - -

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 営指導料の支払については、「経営コンサルタント及び業務支援サービス契約」に基づき決定しております。
3. 電算機器サポート料の支払については、「システム開発及び保守業務委託契約」に基づき決定しております。
4. 上記金額には消費税等を含めておりません。

### (2) 兄弟会社等との取引

#### アイディーオー証券株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アイディーオー証券株	2,000	金融商品取引業 (証券業) (外国為替証拠金取引) 商品先物取引		取締役 2名兼任	商品先物 取引受託 の取次	商品取引の取次 受託手数料の受入	7,018,955 64,012	預り証拠金 -	7,018,955 -

#### エフ・エクス・プラットフォーム株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エフ・エクス・プラットフォーム株	50	システム開発 保守・管理		取締役 2名兼任	電算機器 の開発・保 守・管理 のアウトソーシング	電算機器の開発・ 保守・管理のアウト ソーシング料の支払	226,700	-	-

#### ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株	30	国内外先物市場における自己資金運用業務		なし	商品先物 取引の受託	経営資金の貸付 返済	50,000 17,000	短期貸付金	33,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 取次受託手数料の受入につきましては、「取次業務契約」に基づき決定しております。

2. 電算機器サポート料の支払については、「システム開発及び保守業務委託契約」に基づき決定しております。

3．資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4．上記金額には消費税等を含めておりません。

**．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**．その他の注記**

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 監査に関する事項

当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付屬明細書につきましては、あずさ監査法人により、会社法第436条第2項第1項の規定に基づく監査に準じた会計監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [ 純資産額 / リスク額 × 100 ]	2022.76 %
(b) 純資産額資本金比率 [ 純資産額 / 資本金額 × 100 ]	280.45 %
(c) 自己資本資本金比率 [ 自己資本 / 資本金額 × 100 ]	267.87 %
(d) 自己資本比率 [ 自己資本 / 総資本 × 100 ]	27.04 %
(e) 修正自己資本比率 [ 自己資本 / 総資産額 ] × 100	70.43 %
(f) 負債比率 [ 負債合計額 / 純資産額 ]	253.27 %
(g) 流動比率 [ 流動資産額 / 流動負債額 × 100 ]	130.26 %

(平成20年3月31日現在)

開示書の修正

平成20年9月26日  
日本ユニコム株式会社

(8) 苦情・紛争・訴訟に関する事項

27ページ(a)

(a)顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる 解決	紛争 紛争処理機 関での解決	訴訟	苦情 相互に話し 合い中	紛争 紛争処理機 関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 53件	20件	1件	1件	17件	1件	13件
前年度から継続している案 件の件数 50件	16件	2件	5件	12件	0件	15件
合計 103件	36件	3件	6件	29件	1件	28件

28ページ(c)

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案 件の件数 7件	2件	5件
合計 7件	2件	5件

上記(a)及び(c)の訴訟案件について、当該年度以前に苦情案件として発生し当該年度に訴訟となったものを当該年度に新規に発生した案件の件数としてカウントしておりましたので、前年度から継続している案件の件数に修正いたしました。